

## 林業分野における外国人材の活用

政策提言先 林野庁、厚生労働省

### 政策提言の要旨

外国人技能実習制度における「林業分野」「木材・木製品製造分野」は、技能実習制度の対象職種として設定されていないため、実習生が1年で帰国しなければならない、制度の趣旨である技術移転に支障をきたしています。また、深刻な人手不足に対応し、外国人の受け入れを拡大していくために創設された在留資格の「特定技能」においても、「林業分野」「木材・木製品製造分野」はその対象となっていない。

このため、研修生の知識・技能の取得並びに外国人材の活用に向け、「林業分野」「木材・木製品製造分野」を技能実習2号及び特定技能制度1号に追加することを提言します。

### 【政策提言の具体的内容】

#### ○技能検定制度の早期創設

全国森林組合連合会など関係7団体が設立した林業技能向上センターや全国木材組合連合会が取り組んでいる技能検定制度の早期創設に向けた活動への積極的な支援をお願いします。

#### ○外国人技能実習制度への職種追加

外国人技能実習制度における2号対象職種に「林業分野」「木材・木製品製造分野（製材、集成材、チップ）」の追加をお願いします。

#### ○特定技能制度への職種追加

外国人技能実習制度への職種追加後、速やかに特定技能制度1号への同職種の追加をお願いします。

#### ○制度創設と並行して、送り出し国との関係構築に向けた取組の推進

日本へ研修生の送り出しを希望する国々との情報交換により、相互理解を深め、円滑な研修生の送り出しにつなげていただくようお願いします。

### 【政策提言の理由】

- ・我が国の充実した森林資源を活用するためには、林業・木材産業の担い手を安定的に確保する必要がありますが、従事者数は年々減少し、その確保が大きな課題となっています。このため、外国人技能実習制度を活用し、他国への技術移転と併せて労働力を確保することが有効と考えます。
- ・しかしながら「林業分野」「木材・木製品製造分野（製材、集成材、チップ）」は、同制度の2号対象職種に指定されていないことから、研修生の在留期間が1年に限られており、効果的に技術移転を行う上でも課題となっています。
- ・林業技能の習得については、国では「緑の雇用」制度によって林業従事者を育成するために3年間支援を行っていることから、外国人技能研修の技能習得についても同等の期間が必要です。
- ・また木材加工の分野においても、一般住宅から大型公共施設まで製材品が使われる中、製品に求められる品質が高まるとともに、製品の種類も多岐に渡ることから、例えば、公益社団法人日本木材加工技術協会が認定する木材乾燥士においては、受験資格で高等学校を卒業した者は3年以上の実務経験が必要であると定められています。
- ・このため、技能検定制度を早期創設し、「林業分野」「木材・木製品製造分野（製材、集成材、チップ）」を技能実習2号への追加が必要です。あわせて、外国人材を労働力として活用できるよう、特定技能制度1号の対象職種に「林業分野」「木材・木製品製造分野（製材、集成材、チップ）」を追加することが、これからの林業・木材産業の発展のためには不可欠です。

【高知県担当課】 林業振興・環境部 森づくり推進課、木材産業振興課

# 林業分野における外国人材の活用

## 【森林資源の活用による地方創生】

全国で森林資源が年々充実

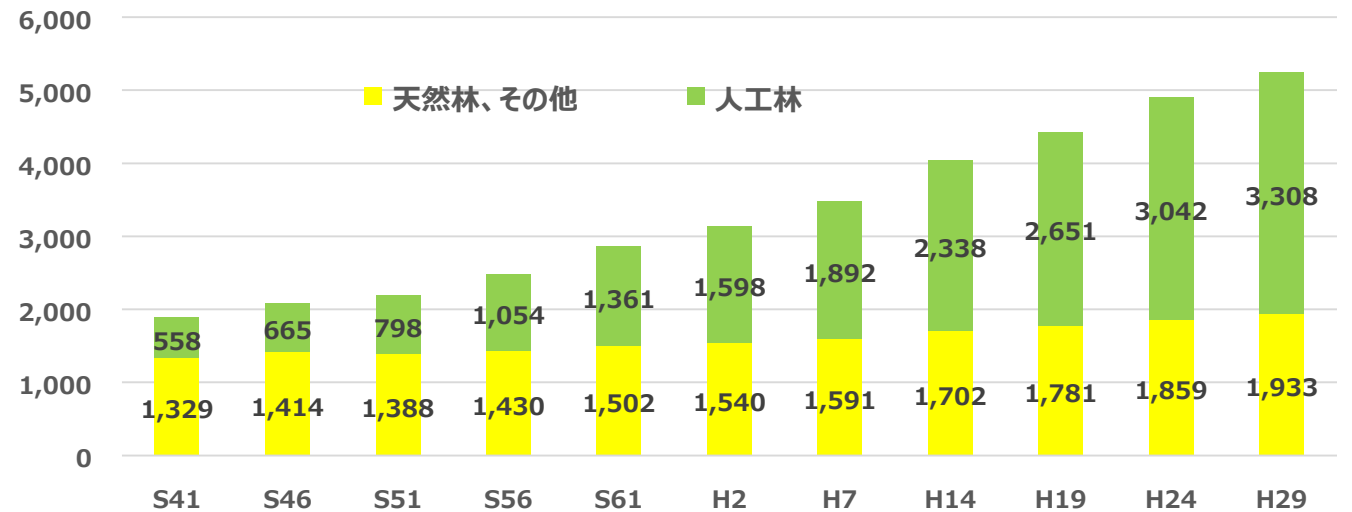


- 森林資源の活用が、地域の経済活動に寄与
- 国では、2025年の木材自給率50%  
(国産材供給量：4,000万m<sup>3</sup>)の目標を設定  
※H30木材自給率：36.6%  
(国産材供給量：3,020万m<sup>3</sup>)



- 林業分野、木材・木製品製造分野では担い手の確保が重要

全国の森林資源の推移（蓄積）



資料：林野庁「森林資源の状況（平成29年3月31日現在）」

- 林業分野、木材・木製品製造分野では、担い手が減少する中で技術力の向上等により生産性がアップ  
→ 素材生産量が伸びているが、森林資源を活用し更なる増産につなげるためには、担い手の確保が必要

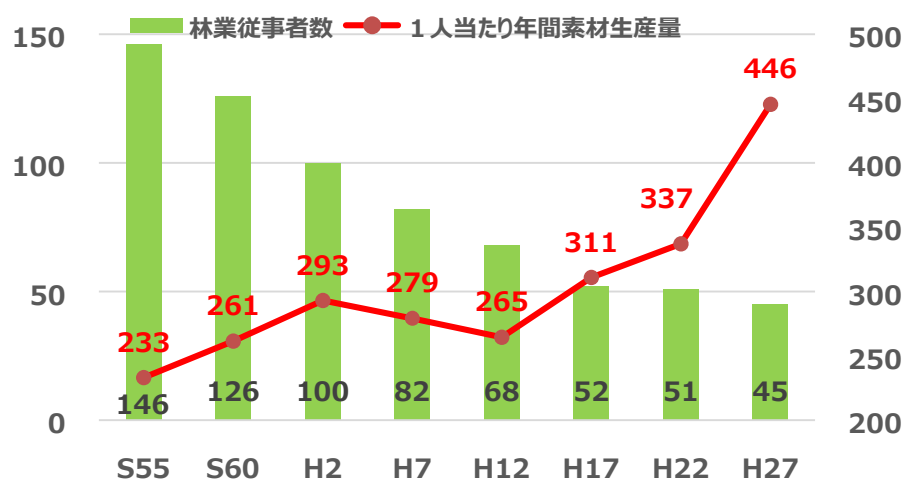
### 〈林業分野〉

- 林業従事者の数は長期的に減少傾向で推移



高性能林業機械の普及により、生産性が向上したことで、担い手不足をカバー

林業従事者数と素材生産量の推移（全国）



資料：農林水産省「木材需給報告書」から算出

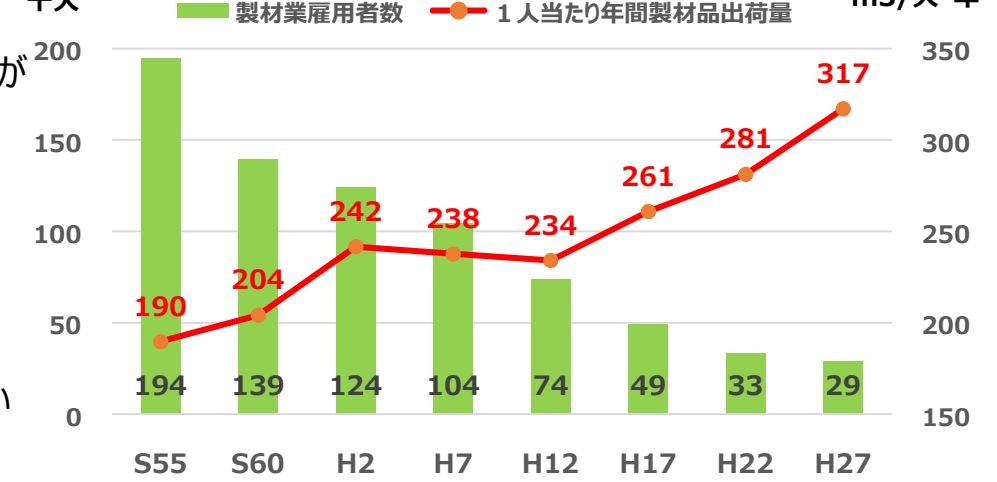
### 〈木材・木製品製造分野〉

- 製材業雇用者数が激減



生産性の高い大型製材工場の稼働や加工技術により担い手不足をカバー

製材業雇用者数と製材品出荷量の推移（全国）



資料：農林水産省「木材需給報告書」と「木材統計」から算出

- 現行の外国人技能実習制度において、林業分野、木材・木製品製造分野は、在留期間が1年の1号のみ  
→ 我が国の林業技術を外国人技能実習生が習得するためには、1年以上の期間が必要

## 政策提言〈林業分野、木材・木製品製造分野の技能実習2号及び特定技能制度1号への職種追加〉

- 技能実習2号への職種追加：1号の1年と2号の2年で3年間の在留期間→日本の林業技術を習得
- 特定技能制度1号への職種追加：新たに5年間の在留期間（技能実習制度と含め8年）→担い手として活用